

もっと知りたい国保のこと②

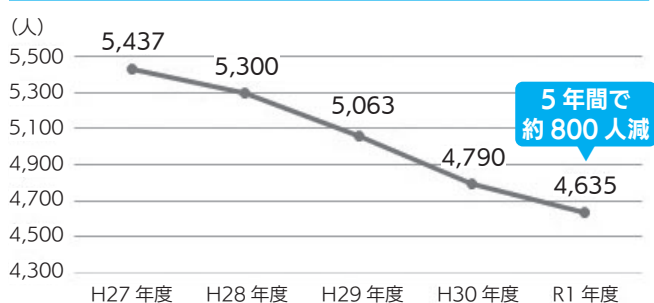
グラフでわかる 広川町の国保

☎ 0943-32-1112 国保課 年金係

2021年5月号からシリーズで紹介している「もっと知りたい国保のこと」。
今回は、広川町国保の現状をご紹介します。

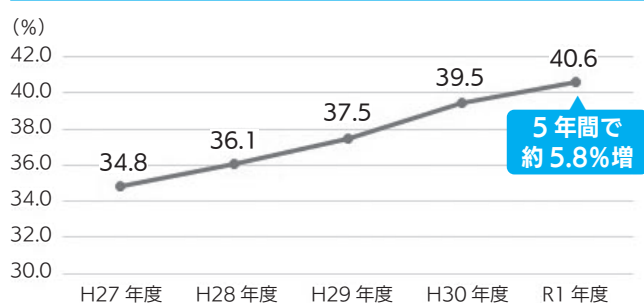


広川町国保の加入者



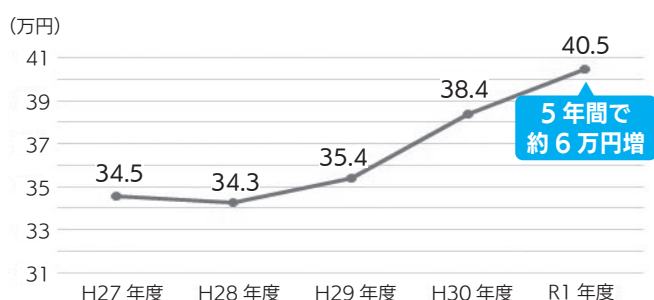
ポイント 後期高齢者医療制度へ移行する世代の増加や、社会保障の適用拡大などにより、国保加入者は減少しています。来年度以降、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行するため、さらに大幅な減少が予想されます。

65歳以上の加入者の割合



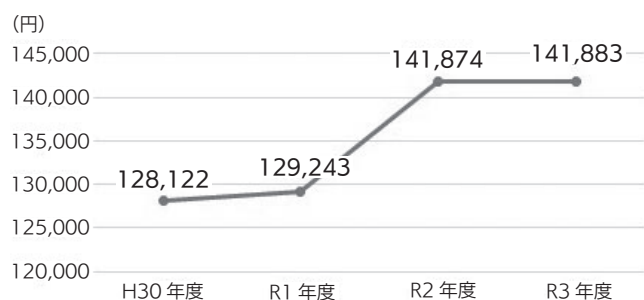
ポイント 国保加入者の高齢化が進んでいます。高齢の人ほど医療にかかる機会が多くなることから、国保加入者の高齢化は、1人あたりの医療費の増加につながっています。

1人あたりの医療費



ポイント 国保加入者の高齢化や医療技術の高度化、高額薬剤の保険適用などにより、1人あたりの医療費は年々増加しており、その傾向は今後も続くと予想されます。

1人あたりの国保事業納付金



ポイント 町が県に納める国保事業納付金が増加しており、広川町国保の会計収支の悪化につながっています。

広川町国保の加入者は年々減少しているため、国保税の税収も減少しています。一方で、高齢化の進行や医療技術の高度化などに伴い、1人あたりの医療費は増加し、県に納める納付金額の増加につながっています。その結果、県への納付金が国保税の収入だけでは賄いきれなくなっているため、今年度から数年をかけ段階的に国保税を見直していきます。(今年度の税率は2021年5月号に掲載)

一人ひとりの心がけで医療費の増加を抑制

広川町国保では、特に医療費が財政を圧迫しています。国保加入者が健康的な生活を送ることはもちろん、町が行う特定健診などを積極的に受診し、疾病の早期発見・早期治療により重症化を防ぐことで、医療費を抑えることができます。ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用も効果的です。皆様のご協力をお願いします。

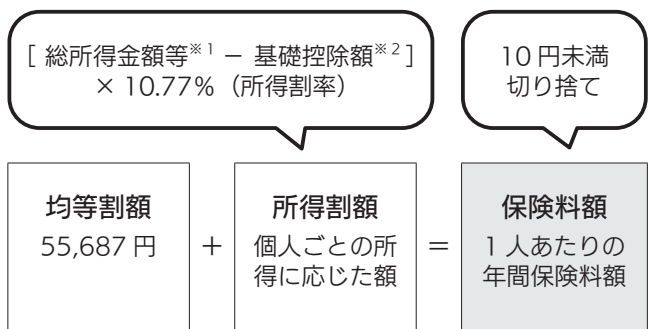
保険料額をご確認ください

圏住民課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112
 圏後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎ 092-651-3111



保険料額の算出方法

個人ごとの保険料額は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等^{※1}に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。保険料額の詳細は、7月送付予定の「令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」をご確認ください。



※1 前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額。
 ※2 合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円。2,400万円を超える場合は異なります。

保険料の軽減措置

世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。これまで特例で緩和されていた7.75割軽減は、今年度から本則どおりの7割軽減になります。

対象者の所得要件 同一世帯 ^{※3} 内の被保険者・世帯主の 軽減対象所得金額 ^{※4} の合計額	軽減割合 均等割額の年額
	令和3年度
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{※5} 以下	7割 16,706円
43万円(基礎控除額) + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与 所得者等の数 - 1) ^{※5} 以下	5割 27,843円
43万円(基礎控除額) + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与 所得者等の数 - 1) ^{※5} 以下	2割 44,549円

※3 4月1日時点。年度途中で75歳になる人、県外から転入した人などはその時点の世帯が基準となります。
 ※4 基本的に総所得金額等と同じですが、満65歳以上の人の公的年金は「公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。
 ※5 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者(または世帯主)が、給与所得(または公的年金等に係る所得)を有する場合に適用されます。

社会保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった人は、所得割額がかかりません。制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置を受けることができます。^{※6}

軽減後の均等割額

5割
軽減

年額 **27,843円**

※6 均等割額が7割軽減にあてはまる人は、7割軽減が優先となります。

